2025年度版

保証制度のご案内

SAGA GUARANTEE
佐賀県信用保証協会
https://www.saga-cgc.or.jp

全国統一保証制度

保証制度名	対象者	保証限度額	保証期間（据置期間）	保証料率
普通保証	県内に事業所を有し、事業を営んでいる方（個人事業者県内に住居がある方を含む）	2億8,000万円	運転・借換 10年以内 設備 20年以内	0.45%～ 1.90%
協調支援型特別保証制度	①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12ヶ月以上）のプロパー融資を受ける方 ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗報告を行う方	2億8,000万円	10年以内 （運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）	①の場合 0.45%～1.90% （国補助0.22%～0.95%） ②の場合 0.45%～1.90% （国補助0.11%～0.47%）
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度	法人で一定の要件を満たしており経営者保証を希望しない方	8,000万円	10年以内 （1年以内）	0.45%～2.20% 上記保証料率に0.25%～0.45%上乗せ （国補助0.10%～0.15%）
プロパー融資借換特別保証制度	法人で申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けられており、一定の要件を満たしている方	2億8,000万円	10年以内 （1年以内）	0.45%～1.90%
事業再生計画実施関連保証	認定支援機関等の関与した計画を基に事業の改善に取り組む方	2億8,000万円	15年以内 （1年以内）	責任共有対象 0.80% 責任共有対象外 1.00%
事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）	認定支援機関等の関与した計画を基に事業の改善に取り組む方		15年以内 （3年以内）	責任共有対象 0.80% （国補助0.50%） 経保免除の場合 1.00% （国補助0.70%） 責任共有対象外 1.00% （国補助0.70%） 経保免除の場合 1.20% （国補助0.90%）
経営安定関連保証	経営安定関連1号～8号の認定を受けている方	2億8,000万円	10年以内	（1～4および6号要件） 0.95% （5,7,8号要件） 0.80%
創業関連保証	創業または分社化をお考えの方 （創業後5年以内の方を含む）	3,500万円	10年以内 （1年以内）	0.95%
スタートアップ創出促進保証	会社設立にて創業をお考えの方 担保・保証人免除 （創業後5年以内の方を含む）	3,500万円	10年以内 （1年以内、特例3年以内）	創業関連保証の保証料率0.95%に0.2%を上乗せした保証料率
小口零細企業保証	常時使用する従業員が20人（娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人）以下で、新規借入後の残高が2,000万円以内の方	2,000万円	運転5年以内 設備10年以内 （1年以内）	0.50%～ 2.20%

※貸付利率は、金融機関所定となります。

保証制度名	対象者	保証限度額	保証期間 （据置期間）	保証料率
流動資産担保融資 （ABL）保証	事業者に対する売掛債権（電子記録債権を含む）または棚卸資産を担保として有効活用したい方	2億円	【根保証】1年 【個　別】1年以内	0.68%
事業者カードローン 根保証	2期以上の確定申告を行っており、6か月以上の金融機関と与信取引があり、一定の財務要件等を満たす方	2,000万円 最低保証額 100万円	1年もしくは2年	0.39%～ 1.62%
当座貸越根保証	2期以上の確定申告を行っており、6か月以上の金融機関と与信取引があり、一定の財務要件等を満たす方	2億8,000万円 最低保証額 100万円	1年もしくは2年	0.39%～ 1.62%
中小企業特定社債 保証	適債基準（財務基準）を満たす方	4億5,000万円	7年以内	0.45%～ 1.90%
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	2億8,000万円	【一括返済】1年以内 【分割返済】運転：5年以内 設備：7年以内 【借換】10年以内 （1年以内）	一般関係 0.45%～1.75% 経営安定関連 （5号） 0.80%
財務要件型 無担保無保証人	一定の財務基準を満たす方	2億8,000万円	【一括返済】2年以内 【分割返済】7年以内 （1年以内）	0.45%～1.90%
危機関連保証	全国規模の危機時に売上減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区地町村の認定を受けた方	2億8,000万円	10年以内 （2年以内）	0.8%以下

※事業承継については、別途リーフレットをご覧ください。

佐賀県信用保証協会独自制度

保証制度名	対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
がんばる企業 支援資金5000保証	県内に主たる事業所を有し、申込金融機関との与信取引があり、別途資料要件を満たしている方	5,000万円	運転のみ 10年以内（6カ月以内）	0.45%～ 1.90%
ダッシュ短期	県内に主たる事業所を有し、1年以上同一事業を営業されており、別途資格要件を満たしている方	2,000万円	運転のみ 1年以内（6カ月以内）	0.45%～ 1.90%
設備協調資金スクラム	県内に主たる事業所を有する方	2億円 ※申込金融機関融資額の70%以内	設備のみ 20年以内（1年以内）	0.45%～ 1.90%
税理士連携保証 「TAG」	顧問税理士の推薦を受け、経常利益を計上している方	5,000万円	運転のみ 1年以内 （最大4回更新あり）	0.45%～ 1.90%

※貸付利率は、金融機関所定となります。

提携保証

金融機関との提携保証もございます。別途資格要件がありますので、ご相談ください。

保証制度名	提携金融機関	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
すいしん保証	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、十八親和銀行、筑邦銀行、商工組合中央金庫	8,000万円	運転1年以上 10年以内	0.40%～ 1.71%
商中コラボ・さが	商工組合中央金庫	8,000万円	運転7年以内(6ヵ月以内) 設備10年以内(1年以内)	0.35%～ 1.55%
きょうぎんローン・プラスⅡ	佐賀共栄銀行	100万円～ 2億円	運転または設備 長期　6ヵ月以上 10年以内(1年以内) 短期　12ヵ月以内	0.405%～ 1.710%
しんきんフォース(Ⅳ)	佐賀信用金庫、伊万里信用金庫 唐津信用金庫、九州ひぜん信用金庫	100万円～ 8,000万円	運転または設備 長期　6ヵ月以上 10年以内(1年以内) 短期　12ヵ月以内	0.35%～ 1.25%
チャレンジ資金・佐賀	筑邦銀行	100万円～ 8,000万円	運転10年以内 (6ヵ月以内)	0.405%～ 1.710%
NCBさがステージ	西日本シティ銀行	100万円～ 8,000万円	運転または設備 長期　6ヵ月以上 10年以内(1年以内) 短期　12ヵ月以内	0.405%～ 1.710%
さぎんサスティナブル支援	佐賀銀行	1億円以内	運転または設備 長期　6ヵ月以上 10年以内(1年以内) 短期　12ヵ月以内	0.35%～ 1.80%
			当座貸越 1年もしくは2年	0.34%～ 1.57%

※貸付利率は、金融機関所定となります。

県・市町制度ご利用のメリット

佐賀県および県内20市町にて制度融資がご利用いただけます。

資金ニーズに合わせてご利用ください

これから創業を考えられている方、小規模事業者の方、経営の安定を図りたい方など、資金ニーズに応じてご利用いただけます。

低率で固定の借入利率でご利用いただけます

お借り入れの期間を通して低利の固定金利が適用されるため、金利の支払い負担が軽減されます。
また、市町によっては、金利の全部または一部を補助する制度融資もあり、更に金利負担が軽減されます。

低率な保証料率でご利用いただけます

県の制度融資をご利用の場合は、一部県の保証料補助があるため、協会制度よりも低い保証料率でご利用いただくことができ、信用保証料の支払い負担が軽減されます。
また、市町制度ご利用の場合は、信用保証料が補助されますので、さらに信用保証料の支払い負担が低減されます。

※県融資制度については、当協会ホームページ(https://www.saga-cgc.or.jp)または
県庁ホームページ(https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00327111/index.html)をご覧ください。

市町制度

※保証金額・保証期間等は、市町によって取り扱いが異なりますので、詳しい内容については保証協会保証部または各市・町、各地区商工会議所、商工会へお尋ねください。
※各市町と契約を交わした金融機関での取り扱いとなります。

保証制度名	対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
市町制度	該当する市町に営業所がある方 (個人の場合は住居がある方含む)	500万円～ 3,000万円	5年～10年	市・町より補助 (一部本人負担有り)

● ご利用できる市町
佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町
玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、みやき町、上峰町

佐賀県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者のみなさまをサポートします

ご利用いただける方

当協会をご利用していただける方は、所在地、業種、企業規模、許認可等、一定の要件を満たしている方です。

◆所在地

佐賀県内で事業を営んでいる方、または営むための具体的な計画がある方はご利用いただけます。
個人……佐賀県内に住所または事業所がある。
法人……佐賀県内に事業所がある。ただし、登記上の住所のみ佐賀県の場合はご利用いただけません。

◆業種

商工業のほぼすべての業種でご利用いただけます。
ただし、農林漁業、金融・保険業・性風俗関連特殊営業などはご利用いただけません（一部対象業種あり）。

◆企業規模

個人またはＮＰＯ法人で事業を営む方は常時使用する従業員が、次の表に該当する方がご利用いただけます。また、法人で営む方は、資本金または常時使用する従業員数がどちらか該当すれば利用いただけます。
組合については出資の総額、常時使用する従業員数いずれの制限もありません。

業　　種	資本金	常時使用する従業員数
運輸業・建設業・製造業・その他（R2.3.5～旅行業含）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

なお、法人で事業を営む方で政令で定める次の表の業種を営む方については、小規模要件の特例措置が講じられます。

業　　種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

◆許認可等

当協会では、事業を営むために取得された許認可等について確認をさせていただきます。

対象資金

当協会をご利用いただける資金は、事業資金（運転、設備、借換）に限ります。それ以外の資金（生計、住宅、転貸）などにはご利用できません。

保証人と担保

当協会をご利用いただく際は、原則として法人経営者（代表者）保証以外は不要です。
なお、「金融機関連携型」や「担保充足型」などによる経営者保証を不要とする取扱いも行っています。
担保（不動産など）は、信用保証利用状況や資金使途などに応じて必要となる場合があります。

信用保証料

ご利用いただく「保証金額」、「保証期間」及び「返済方法」に「保証料率」を乗じて算出されます。
なお、「保証料率」は、保証申込みの際の直近の確定申告書（決算書）によって決定されます。また、保証制度によっては一律の保証料率や担保のご提供による保証料率の割引となる場合もあります。

ご利用の流れ

「信用保証委託申込書」「信用保証委託契約書」「個人情報の取扱いに関する同意書」に必要事項をご記入のうえ、申告書（決算書）等の必要書類を添えて金融機関にお申し込みください。なお、「個人情報の取扱いに関する同意書」は初回のお申し込み時のみ必要となります。

ご相談 お申込み ⇒ **審　査** ⇒ **ご融資** ⇒ **ご返済**

◎当協会またはお借り入れを希望する金融機関にご相談のうえ、金融機関に申込書等をご提出ください。

◎当協会で申込人の信用調査を行い、保証の諾否を決めます。※審査によりご希望に添えない場合があります。また、当協会とは別に金融機関の審査もあります。

◎金融機関と契約を取り交わし、ご融資の実行となります。※融資実行時に信用保証料をお支払いいただきます。

◎金融機関との契約内容に従い、金融機関へご返済ください。

経営支援メニュー

出張定例相談

県内の商工会議所、商工会に於いて毎月定例相談を行っております。保証の利用をお考えの方はお気軽にご相談ください。各地区の担当者が親身になって対応いたします。

専門家派遣事業

「経営改善」、「生産性向上」または「事業承継」にお悩みであればお気軽にご相談ください。料金は無料(生産性向上は除く。)で、当協会が契約している専門家を派遣します。

なお、本事業は、原則として当協会をご利用いただいている方が対象となります。

◆経営改善

佐賀県中小企業診断協会所属の中小企業診断士を派遣します。経営課題の解決策としての行動計画や資金繰り支援のために取引金融機関との調整を含んだ経営改善計画の策定支援をします。

◆生産性向上

上記と同じく、中小企業診断士を派遣します。生産性を向上させるための設備投資計画の策定を支援し、資金調達が必要な計画の場合は、当協会より最適な保証制度を紹介します。

なお、料金の1割（最高6万6千円）がご利用者負担となります。

◆事業承継

中小企業診断士、またはＴＫＣ九州会所属の税理士を派遣します。親族や、社員への事業承継をお考えの方に事業承継計画の策定支援や事業承継税制に対応します。また、第三者承継（Ｍ＆Ａ）における引継ぎ側企業の事業計画の策定支援や資金調達についてもご相談ください。

佐賀県信用保証協会とは

佐賀県信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、『公的な保証人』となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された公的機関です。

SAGA GUARANTEE
佐賀県信用保証協会

〒840-8689　佐賀市白山二丁目1番12号（佐賀商工ビル2階・3階）

保　証　課　TEL:0952-24-4342・FAX:0952-24-5698

経営支援課　TEL:0952-24-4350・FAX:0952-24-5698

HP　LINE